KSKQ(あいえるらくがき帳 No.222)第三種郵便物承認　通巻第 10390 号　2022 年 11 月 23 日発行(1)

【KSKQ】 2022 年 11 月号 No.222

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行

グループホームほんわかでは、各ホームの夕食作りをより身近に感じてもらえるようにと思い入居者のみなさんと一緒に作っています！

食べるのも楽しいけど、作るのも楽しいよ～！

自分自身でやったという達成感もあり、出来上がるのを楽しみにしています！

そんな中身はどんなんかなぁ…続きは HP にアクセス！！

もくじ

○施設の『日常』は、地域の『非日常』？？(障害者のついーと)
――当事者スタッフのコラムです

○連休が不安？～グループホームでの支援 前編～(支援？介助？)
――GH のある入居者さんの支援について解説します

○障害と高齢の違い～住宅改修の落とし穴～(制度のア・レ・コ・レ)
――介護保険と障害福祉サービスで異なる住宅改修制度について紹介します

https://aiel.or.jp

あいえる協会
公式サイトはこちら

☘☘☘障害者のついーと☘☘☘

施設の『日常』は、地域の『非日常』？？

～コラム『わたしの変 あなたの変 まちの変』～

私が子供だったころ、電話は家にあった。黒色のダイヤル式の電話だ。外には赤色の公衆電話があった。それが当たり前の風景だった。それが今では、携帯、スマートフォン、あるいは手ぶらで、どこからでも電話が掛けられる世の中になっている。しかも、その電話はメールやLINEで文字によるコミュニケーションを取ることも可能で、インターネットにつなげば世界中の情報が手に入り、世界中に発信することもできる。他にも様々な技術が発達し、世界は着実に進歩、あるいは変化を続けていると言える。

しかし、障害者を取り巻く世界は、さほど変わっていないと思う。あいえる協会の公式サイトで何度か紹介している、障害者が体験したことをテーマにした紙芝居は、小学校の交流など、色んな場所で披露する機会が増えている。子供達は目新しいものを見る眼差しを向けてくれる。大人達の反応も「知らなかった」というものが多い。今も昔も、健常者が障害者を知る機会は限られているということが、この情報化社会であっても変わっていない証拠だと、私は思う。

今、新たな紙芝居『施設のなんでやねんシリーズ』を作成している。これは、入所施設の『なんでやねん』な実態を描くシリーズだ。あいえる協会に大勢いる、元々障害児者の施設にいた障害者の、施設でのエピソードを基にして作成している。入所施設という、50名以上の障害者が同じ空間で寝起きしているなんて、健常者には想像ができないと思う。そこでは、個人の希望はほとんど通らない。外出一つ自由にできない環境である。一人の職員が受け持つ利用者があまりに多いから、毎日が職員都合で流れているのが、入所施設の現実だ。

この『施設のなんでやねんシリーズ』を通して、多くの健常者に入所施設の現実を伝え、一緒に考えていく機会になればと思う。

（文責：まあぼう）

☘☘☘支援？介助？☘☘☘

夏休み　連休が不安？～グループホームでの支援　前編～

私はグループホーム（以下 GH）で世話人をして 3 年目になります。まだまだ支援で行き詰る事もあり、また入居者の方に教わることも数多く、日々奮闘しています(^-^)

その GH で関りを持つようになった、入居者 A さんの支援について 2 回に渡りお話したいなぁと思います。（もちろん A さんには了承済みです！）A さんは GH に入居して 12 年目、ユーモアがありホーム内ではムードメーカー的存在です。そんな A さんですが、2012 年頃より少しずつ生活リズムが崩れ夜遅くまで眠れず、朝も起きれない昼夜逆転生活になっていきます。また何でも思い通りに行かないと気持ちが乱れ怒り出す…そんな生活を A さん自身もしんどくてなんとか変えたい想いでした。A さんは就寝前になると色々な事を考え不安になり眠れない…(>_<)そのため朝も起きれない…(>_<)昼夜逆転しリズムが乱れてしまう…(>_<)

そこで！★生活リズムを取り戻す！

①眠れない原因や不安を紙に書いてもらう②A さんからじっくり話を聞く時間を作る③気になる事をメールや留守電に入れ気持ちスッキリ④世話人が朝声を掛ける時にベッドのリクライニングを上げる！（事前に A さんと相談しています(^-^;)

♪少しずつ生活リズムが回復♪昼夜逆転生活にさようなら♪

そして！！★どこが不安？

生まれた時から施設にいた A さん、施設では長期休暇には同級生たちは実家に帰省します。A さんは実家に帰れず、施設に取り残されていました。その為、長期休暇は大嫌い！→その不安が**長期休暇前の不安定**につながっていました。

そこで！！寂しさへのアプローチ

GH では、長期休暇中に世話人がヘルパーに入り、不安の軽減や入居者みんなで取り組む**イベント**を始めました(^^)/ **外出企画**や**泊り企画**…(^^)　8 月は**涼しもう祭**(^-^)

みんなで行った泊り企画では**温泉でほっこり**(#^^#)

そんな取り組みをしていくうちに A さんに変化が…今では「昔は長期休暇になると不安になっていたけど、今は忙しくてそんなん言ってられへんわ(*'▽')」と、気持ちに余裕が出て**長期休暇**への**苦手意識**が無くなりました！(^-^)

→この続きはまた次号、後編でお話ししたいと思います。

（文責：井ノ本）

☘☘☘制度のア•レ•コ•レ☘☘☘

障害と高齢の違い～ここがおかしい！住宅改修の落とし穴～

私たちが日々の暮らしを過ごすのに欠かせない環境の一つが、住居です。そして、障がい者や高齢者は、身体的側面から住宅改修が必要になる面が多々あります。今回は、障がい者、高齢者が利用できる住宅改修制度の違いについてお伝えさせていただきます。

まず、高齢者（介護保険）の住宅改修の給付については以下になります。大阪市は、介護認定が降りた際、20 万円の利用限度額が給付されます。

【要件】

①20 万円が限度で、その 1 割、2 割または 3 割が自己負担です。

②1 回の改修で 20 万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

③「介護の必要の程度」の段階が 3 段階以上あがった場合、引っ越しをした場合は再度利用することができます。

【対象となる工事】

①手すりの取り付け②段差の解消③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更④引き戸等への扉の取替え⑤洋式便器等への便器の取替え⑥上記①～⑤の各工事に付帯して必要と認められる工事

続いて、障がい者の住宅改修費の給付についてです。

【要件】

日常生活上のハード面でのバリア等の解消を行うことで、生活の質を向上する場合に改造にかかる工事費が給付されます。（ただし、介護保険制度が適用される場合は、この本制度の対象となりません。また、過去に本事業を受けた方も原則対象となりません。）

対象となる障がい	対象となる工事	給付基準		
		区分	基準上限額	自己負担率
・身体障がい2級以上 ・知的障がい重度（A）以上	障がい者の日常生活上の障がいの除去または軽減に効果があると認められる工事	非課税世帯	50万円	0／10
		課税世帯	50万円	工事費20万円まで1／10 工事費20万円超50万円まで2／3
・両上肢機能障がい1級かつ両下肢機能障がい1級 ・体幹機能障がい1級	トランスファーシステム等水平移動、垂直移動を容易にする機器の設置	非課税世帯	100万円	0／10
		課税世帯	100万円	工事費40万円まで1／10 工事費40万円超100万円まで2／3
・下肢機能障がい3級 ・体幹機能障がい3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい3級 ・難病等を有する方でその疾患が起因となり、下肢または体幹機能障がいのある者	手すり設置、段差解消工事等	非課税世帯	25万円	0／10
		課税世帯	25万円	工事費10万円まで1／10 工事費10万円超25万円まで2／3

◎介護保険と障がい福祉では、上記下線部に大きな違いがあります。

障がいの給付は、介護保険と違い、1 回の使い切りで、引っ越しや、障害が重度化しても、再度利用することができないのです。（例外的に認められる場合もありますが、基本的には厳しいです。）しかしこれでは、新しいところに住み替わったり、障がいが重度化しても、これまでと同じように自分らしい生活を過ごすことができません。今はまだ、福祉用具を使って生活をサポートしつつ、必要な場合は住宅改修を利用するという流れも多い一方で、制限も多いです。私たちは今後も、現場の状況から情報収集していき、制度の矛盾点には声をあげていきたいと考えています。

(文責：橋爪)

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

１１月１６日　１２月２１日

テイクアウトのみで再開予定です

障害者福祉の動向

９月　９日…国連の障害者権利委員会
日本政府へ脱施設化を勧告

９月２２日…強制不妊手術裁判(大阪地裁)
除斥期間により原告敗訴

１１月　９日…GH 追い出し裁判(大阪高裁)

１２月１５日…障大連と大阪市の交渉
(全般・介護・GH・地域)

１２月１６日…障大連と大阪市の交渉
(権利・交通・教育)

★ヘルパーさん大募集★

時給：1320 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週１日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９ 和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６
お気軽にお問い合わせください！

『藤本さんの好きに迫ってみた』連載中！
新たな旅に向けて準備中！

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：１１月３０日(水)、１２月２８日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

住吉区地域自立支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部
ヘルプセンター・ホップ
自立生活センター・まいど
グループホーム・あいえる
グループホームほんわか
ウィル
ライフ・ネットワーク
ピア・エンジン（分所）

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行